

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

座間味村長 宮里 哲

市町村名 (市町村コード)	座間味村 (47354)
地域名 (地域内農業集落名)	座間味地区 (座間味)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・座間味地区では、農業基盤整備は概ね完了しているが農業後継者や新規就農者が少なく、離農耕作地を引き継ぐ若手が少ない状況にあることより、年配の耕作者に引き継ぐ現状にあり、結果として70代～80代が多くの土地を耕作している状況にある。

・農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、さらに後継者の目途が付いていないため、地域農業に不安を感じる。

・新規就農者が地区に入りやすい環境づくりが必要である。

・担い手が面積拡大をしたいと思える好条件の環境を整備する必要がある。

・地域の活性化を図るため収益性の高い新規耕作物の導入が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・収益性の高い野菜・果樹といった新規作物の導入を目標とする。

・地区内で認定意向のある農業者や新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用できる仕組みの整備を進める。しかし、地区内の担い手においては新たな農地の受け入れが困難となった場合は、地域外からの担い手を募る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内的の農用地等面積	0.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地区内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内的の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・座間味地区において経営規模拡大の意欲のある60代までの経営体を中心経営体に位置付け、離農耕作地や耕作放棄地を、中心経営体並びに新規就農者に対し、農地の斡旋を図り農地集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・今までの貸借は相対の利用権設定が基本であったが、今後の貸借については農地中間管理機構の活用を促進し、地権者の理解・同意を得ながら担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地の安定的な活用に向けて国や県の補助金を活用し、ため池や水路等の水環境の整備、基盤整備等を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着までを切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ検討していない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害が増加しているため、有害鳥獣被害防止対策のワイヤーメッシュ柵及び電気柵導入し、被害の防止に取り組む。
 ⑩収益増加を目指し新規作物の栽培を検討する。